

会議開催案内

大船渡市教育委員会第 10 回定例会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和 8 年 10 月 22 日

大船渡市教育委員会

1 開催日時

令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 2 時

2 開催場所

大船渡市役所教育委員会会議室

3 議題

別紙のとおり

4 傍聴定員

3 名

5 傍聴の可否及び手続

(1) この会議は、傍聴することができます。

(2) 傍聴希望者は、会議開催日午後 1 時 25 分から午後 1 時 45 分までにお申し込みの上、会議開始時刻の 5 分前までに開催場所へお越しください。

※ 傍聴希望者が傍聴定員を上回った場合、抽選で傍聴者を決定します。

6 問合せ先（傍聴の申込先）

大船渡市教育委員会事務局教育総務課

電話 0192-27-3111（内線 297）

(別紙)

付議案件

- (1) 大船渡市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則について

報告事項

- (1) 岩手県市町村教育委員会協議会 令和8年度教育長部会会議について
- (2) 令和8年大船渡市議会第3回定例会について
- (3) 令和8年度文化財講演会の実施結果について
- (4) 令和8年度出張展示会の開催について
- (5) 令和9年「吉浜のスネカ」開催に係る親子募集について
- (6) 令和8年度大船渡市立博物館の利用状況（上半期）について
- (7) 「東北文化の日」に合わせた博物館無料開館の実施について
- (8) 「さんりくジオパークかわらばん 2026 in けせん」作品展の実施について
- (9) 大船渡市教育委員会情報端末貸与要領の制定について
- (10) 令和8年度大船渡市内小学校陸上競技記録会の結果について
- (11) 令和8年度気仙地区中学校新人大会の結果について
- (12) 令和8年度第4回市内小・中学校長会議の結果について
- (13) 大船渡市立地区公民館の（仮称）地区センターへの移行について

○大船渡市教育委員会傍聴人規則（昭和 27 年 11 月 1 日教育委員会規則第 2 号）

〔抜粋〕

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺、又は紙片を受付に渡して、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第 2 条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長において傍聴を不適當と認める者

第 3 条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第 4 条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第 5 条 傍聴人は、会議場において、撮影、録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

第 6 条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第 7 条 前各条のほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。